

平成 26 年 9 月 4 日

第 2 回事業説明会議事録

記述者 海野 日子
日 時 平成 26 年 8 月 31 日、19 : 00～21 : 00
場所 静岡市立美和中学校 格技場
出席者 (株)静岡バイオマス発電 : 海野(徹)、柴原、海野(大)、勝見、小森、
東山、星野
(株)環境アセスメントセンター : 馬場、出縄、他 1 名
鈴木自治会長、浅井会長、足久保口組 1 区・2 区住民(計 130 名)

浅井 : (東海砒業が)埋立地として、16 年前に事業を開始。その当時も地域住民が反対運動・署名運動を行ったが、東海砒業が許認可を取り、事業を開始した経緯がある。その建設残土の事業自体は 6 年前に終了。当時、事業終了後は埋立地を復元し、森林として返却するという約束があった。その経緯を知っている住民も多数いる上、現地入口に『自然公園予定地』という看板が立っている。

しかし、6 年前の事業終了後、一部植林も行ったが、資材置き場として継続して使用したいとの申し出があり、認可を経て使用。そして、静岡市建設砕石残土処理組合を、今年 1 月に正式に解散したとの連絡が 3 月になって入った。

その後 4 月になり、東海砒業から、跡地をバイオマス発電に使用したいとの引き合いがある旨連絡があり、回覧した。

その後、5 月の足久保学区自治会連合会の会合に静岡バイオマス発電から 2 名出席。その際 Q&A を提出して頂くが、具体的な説明会のスケジュールについての相談は無し。

6 月 12 日に静岡新聞に同事業についての記事が掲載され、危機感を感じた住民から多数連絡が入る。6 月の理事会にて協議したが、結果各自治会単位で交渉という事で決着。最も近隣となる 2 区が、まず静岡バイオマス発電に対し説明会開催を要望。

6 月 28 日に説明会を開催。52 名の出席者あり。鈴木自治会連合会会長も同席。紛糾し結論が出なかった為、2 区の全所帯に説明書を回覧し、アンケートへの回答を依頼。そして今回 2 度目の住民説明会の開催となった。

アンケートについて :

回答数…216 件(※重複分を除く)

賛成…2名 条件付き賛成…4名 反対…100名
主に寄せられた意見…●環境問題(水質・土壌汚染、騒音・交通問題等)
●企業態度(リスク管理、環境アセスメント等)

浅井： 以上が今迄の経過となる。今日の説明会はず企業側の説明をしっかりと聞いて頂き、その後、皆さんからの関連なご意見を伺いたい。

海野徹：(企業理念を説明)

海野大：(具体的な事業の説明。新聞発表迄の経緯の説明。アンケートへの回答)

浅井： 企業からの一方的な説明だったが、住民からも本音で質問して欲しい。

男性①：燃料はチップの状態では半年ほど保存されるのか？

海野大：チップの状態ではなく丸太の状態では保存される。

男性①：匂い等はどうか？

海野大：チップの状態での半年等の放置は匂いや火災の原因となるが、原木のままならばそういった心配は無い。

男性①：原木のままでも脂等が出る。それが地下水に出てくるのではないのか？

海野大：様々な実例を見てきたがそういった事は確認していない。

また、自然由来の資源の為、そういった新たな環境への負荷は無いと考える。

小森：丸太の管理だが、地面に直接接触させず、整備した土地の上にレールのような素材を置きその上に丸太を置く。丸太に雨等が当たる事もあるが、匂いも半年等では発生しない。

男性①：丸太の下によく溜まっている茶色い水は何なのか？

小森：長く林業に従事しているが、そういった現象は確認した事が無い。排水の悪い土地で、以前降った雨が乾かない内に再び降る等したのではないのか。もしくは製材所のおが粉が原因ではないのか。

弊社は屋内でチップを製造する為、チップの状態では雨に濡れる事は無い。

2年程放置しない限り、木材が腐敗し匂いを発生させたりする事は無い。

松からは脂が出るが、杉・檜からはほとんど脂が出ない。

植樹されているのはほぼ杉・檜。それを現状住宅建築に使っている。

脂が出る松は住宅建築に向かない。

男性①：杉・檜しか燃焼しないのか？

小森：100%とは言いかねるが、ほぼ杉・檜しか使わない。雑木が入る可能性は僅かだがある。ただ、同意書を頂いている林業家等から、燃料として搬入される木材は杉・檜のみ。

もし搬入される木材が、発電所周辺の環境に何らかの影響を及ぼすという事が判明した場合弊社はその木材の利用を、直ちに停止する措置を取る事が出来る。

浅井： その点については、もう少し明確に企業側で調査して頂きたい。他の疑問点等についても議論していく為に、回答書に沿って進行していきたいがどうだろうか？

男性： アンケートに「建築基準法」について、また「匂い」についての質問をしたのだが、その回答が明記されていないので、今この回答書だけを元に進行して貰っては困る。
建設地の用途違反についてはどうなっているのか？

男性： ドイツの実例を海野(徹)氏が出していたが、あれはあくまで住民主体。企業が行っても上手くいくわけでは無い。日本でも温泉発電をする事例があったが、企業が参入した際地域住民の反対があり、その後住民本位で発電所を立ち上げ成功した例がある。固定価格買取制度自体に嘘がある。惑わされてはいけない。

男性②： 1 区の住民の為、今日が初参加。これからは各町内会毎に説明会を希望する。静岡市から出ている『静岡市都市計画マスタープラン』の中で、美和・足久保地域は「自然環境を活かした思いやりのある街づくり」として、「無秩序な市街化を廃止し、計画的な土地利用が必要」とある。私たちはその趣旨に沿ってここに移転し家を建てた。バイオマスは否定しないが、住宅地の横に発電所を作るのは如何なものか。

今日の説明会に東海鉱業は出席しないのか？ どのような理由で法事ヶ谷を売却したのか聞きたい。既に静岡バイオマス発電があつた土地を購入したのか？

海野大： 登記はまだ済んでいない。

男性②： ならば東海鉱業が出席して、売却した理由を説明すべきだと思う。

男性③： 県の住宅供給公社から「静かな土地」という事で説明され、ここに来た。400m の範囲に発電所を作る事は論外。10 万 t トラックの通過についても、計算するとおおよそ 6 分に 1 台通過する事になる。リスク管理について回答していたが甘いのではないか。この発電所建設計画自体をこの場でご破算にするのはどうか。

海野大： 使用するのは 10 万 t ではなく 6 万 t となる。

男性③： 住宅地の横に発電所を作る事自体が論外であり、この話は一切無い事にして頂きたい。

男性： 燃料供給について、木材をかなり使う事になると思うが、本当に確保出来るのか？ 昨年滋賀県タカダ市(※男性発言のママ。滋賀県に「タカダ市」は確認出来ず、正確には「高島市」)の河川敷に汚染木材チップが放置されたという問題があった。静岡バイオマス発電はこの事実を隠していると私は思っているがこの件に関しては知っていたか？ 鰻の産地偽装等もある現状、木材の由来など信用出来ない。

浅井： 企業から回答は既に貰っているので、以降は皆さんの意見をぶつけるという事ではどうだろうか？

男性： 私も 1 区の住民の為、今日が初参加。そもそもあの場所は元の自然林に戻すという約束だった。その場所に発電所建設計画を持ってくる事に対して行政はどう思っているのか？ 約束は市

の担当者も知っている筈。他の候補地を探して欲しい。

女性： 去年の12月から説明会の開催を打診していたという説明だが、根幹的な説明があったのは新聞報道以降ではないのか。根本的に地域住民への説明が不足している。回答書に関しても誠意が見られない。根拠が無い。他のバイオマス発電所でも、当初の説明から違って、本来燃やさない筈の物を燃やしていたりする。ここは静かな住宅地なのに24時間操業という事だが気象警報等が出たとしてもお構いなしに稼働させるのか？回答の根拠を数字で示して欲しい。住民を無視しているとしか考えられない。周辺住民の賛同が無ければ認可自体も下りない筈。他のバイオマス発電所も賛同を得る為に2年以上を費やしている。地域住民が納得する説明をして欲しい。

男性④： 広島県の災害について、間伐をしなかった為あのような事態になったとの話があったが、どこから出た話なのか？

海野大： 間伐をしなかったのが原因とは言っていない。あくまでも例としてお話した。

海野徹： 土木学者からの話として出ている。後で書面でお知らせさせて頂く。

男性④： それならば静岡新聞にも書いて欲しい。

東京大学の教授が「灰を流したら土壌が肥える」という話をしたそうだが、何という名前の方なのか？

海野大： 東海大学の田中教授だと思うが、今現在名刺を持っていない。セミナーに参加させて頂いて実際にその話を伺った。

男性④： その時の資料はあるのか？

海野大： ある。

男性④： 次回公表して欲しい。

海野大： 了解した。実際の話は「森のミネラルが下流に流れ、田畑や海を豊かにする」という事で灰が流れるわけでは無い。

男性④： 了解した。土地に関してだが、あの場所は市街化調整区域に隣接している。それでも建設は可能なのか？

海野大： 一部市街化調整区域が入っていると市から説明されたが、国土交通省と静岡市の開発指導課で協議の上、市街化調整区域内で切り盛りをしない事を前提に許可を頂いた。以前提示した事業事前調査報告書にも明記されているので、必要とあれば再度公表させて頂く。

男性④： では静岡市にその許可の根拠を求めなければいけない。「建築基準法」とは良好な生活環境の為の筈。住宅地の横に発電所を作る許可を市が出したのならば、市民を侮辱している。市からの明確な説明を求める旨伝えて欲しい。

男性⑤： 間伐材を使用するという事だが、林野庁は「5年以内に元の状態に戻るようしなければならぬ」と言っている。森林計画法が出ないと伐採自体もそれほど出来ない筈。パンフレットを見る限りでは「製材所からの端材等」を利用するとも書いてある。FIT認定に掛かる形になってい

るのは承知しているのか？森林組合に加入していない山林所有者に、木材の買取を持ち掛けていたのだが、きちんとした証明が得られない感もあり、非常に説明が曖昧ではないか？

海野大：国の制度として「森林経営計画」というものがあり、山林所有者が森林組合等に委託し間伐をする、山林所有者に補助金が出る制度となる。

当社はリサイクル材は使用しない。未利用材：75%、一般材：25%を使用するとして国に申請しているが、現状の合意量からしても100%未利用材使用で稼働出来る位になっているので、リサイクル材の使用は0%で稼働する計画である。

男性⑤：了解した。

海野徹：森林経営計画では5年間で山を整備する。1200haを整備した場合、年間6万tの材料の収集が可能になるという事で、既に各地で計画立案をお願いしている。そこには各自治体・森林組合も関係して頂いている。

現状森林組合の経営はほとんどが赤字。その為、森林整備自体も遅れてしまっている。当社も山林所有者には、無理に伐採するのではなく、今現在廃棄してしまっている木材を譲って頂けるようお話ししている。実際に森林組合を訪問した上で話を通している。国有林から出てくる未利用材も年間5万tある。それを当社に優先的に譲って頂けるよう、国とも話をしている。未利用材を100%使用した発電所を目指していきたいと思っている。

浅井：貴重なご意見を多数頂いた。今後の2区の対応を組長会議で集約したい。組長からも要望があれば伝えて頂きたい。9月6日に組長会議を開催するので、その際に要望を伺いたい。申請について、証明書を紙面で提示して貰えなければ信用出来ないとの意見だが、申請については私も確認している。静岡バイオマス発電からも再度説明して頂く。

海野大：「裏で取引しているのではないか」とのご意見だが、行政とのやり取りなのでそういった事は一切無い。住民の皆様を無視するような取引は行っていない。

男性：静岡バイオマス発電との協議の前に、まずは次回、東海砒業と協議するべきではないのか。協議して納得した上で先へ進めば良い。

浅井：その件に関しては、5年前の1区自治会長：塚本氏・2区：富田氏と五月台の自治会長が東海砒業と静岡県・静岡市の間で合意書を作成している。口頭ではあの場所を森林に復元するとの約束があったと認識しているが、その合意書の中では「もし土地を譲渡する場合、誠意を持って地域住民に説明する」とあった。しかし、今年4月2日の段階での、譲渡の引き合いがある旨の文書による連絡と、それ以外でも書面のみであって、東海砒業からは何ら説明は無かった。次回の対応については、改めて皆で協議させて欲しい。

男性：覚書のコピーを持っているが、平成20年9月に東海砒業が事業終了時に、1区・2区と東海砒業・組合の間で締結している。内容に4項目あり、(1)災害発生時の補償、(2)場内の立ち入りについて、(3)土地利用について、(4)権利の委譲について、となっている。(3)については「事前に1区・2区に説明の上、必要な場合は誠意を持って説明する」

(4)については「権利を委譲された者は、この覚書をそのまま継承する」となっている。

この件に関して、東海砒業と静岡バイオマス発電の間でどのようになっているのか、明らかにして欲しい。

浅井： 過去の地域住民と東海砒業の間の約束や覚書等は、全て海野氏に提示済み。補償等については全て引き継いで頂けると了承して頂いている。それにしても東海砒業は誠意が無い。

海野大： 弊社としても、公園として提供する約束がある旨を全く知らされていなかった為、浅井自治会長同席のもと、東海砒業にヒアリングを行った。その際の東海砒業からの回答は、全戸に書面で配布させて頂いた内容となる。

土地購入時に何らその説明が弊社にされなかった為、土地問題に関しては、東海砒業と地域住民の皆様で直接話し合っ頂く他無いのと考えている。弊社としても「森林に戻す」といった説明は一切聞いていない状態で契約をしたが権利は委譲されておらず、あの土地は未だ東海砒業の所有。弊社にしても寝耳に水の状態の為、東海砒業には説明をして頂きたい旨再三お願いをしている状態。弊社もこの問題は非常に重要だと認識している。全戸配布させて頂いた文章も弊社が作成。前回の住民説明会の際に質問があった為、弊社が東海砒業にヒアリングした内容を元に作成した。作成した内容に関しては東海砒業も確認・捺印した上で、全戸配布となった。

男性⑥： 責任は東海砒業にあるのか？

海野大： 捺印をして頂いたのでそうと言える。

男性⑥： 知らなかった静岡バイオマス発電にも責任がある。

海野大： 弊社も約束の存在を知った上で契約をしたのではない。重要事項にその旨の説明も無かった。一切そういった事実が開示されない状態で契約となってしまった。それを我々の責任と言われても我々も困る。

海野徹： 「自然公園にする」という約束自体を知らなかった。そういう約束の存在の有無を、浅井会長同席のもと、東海砒業に確認したところ「そういう約束は無い」との返答だった。それを元に配布した文章を作成した。あの文章は東海砒業の発言通りとなっている。

男性： この文章の中では、「静岡バイオマス発電から跡地利用の打診があり、公共性が高く、周辺住民に迷惑をお掛けしない事業であると確認した。地元町内会との協定書を遵守し、その義務を継承する事を条件に、6月に売買契約をした」とある。

海野大： 売買契約をした際に、「公園にする」という説明は無かった。実際に購入は完了しておらず購入の意思を示して契約した状態。この問題は非常に重要であると、弊社も認識している為、弁護士にもこの旨相談している。弁護士からは「隠れ瑕疵ではないか」との事だった。

あくまでも弊社は未だ購入はしておらず、契約をただけ。

男性： あの土地には看板も出ていたのだから、「そういった事実は知らない」ではすまされない。

海野徹： 約束に関しては本当に知らず、それを確認したところ、「そういった事実は無い」との事だった。弁護士に確認したところ、「隠れ瑕疵に相当するだろう」との事である為、弁護士を通して対応している。契約の意向は伝えてあるが、未だ購入はしていない。法的にも対応した上で、皆様に

報告したいと思っている。

男性： 法的に土地問題を解決させるのか？それとも法的に我々の意向を反映して事業を中止するのか？

海野徹： 弊社は、この事業はとても素晴らしい物だと認識しているので進めていきたい。その為に皆様との話し合いを進めていきたいと思っている。ただし、根幹の部分で話し合いが進まない場合は法的にも整理した上で対応したい。

浅井： 2区住民の意思は統一されてきたと思う。1区の方にも発言頂き感謝する。各会長の方々のご参加にも感謝する。1区・2区のみの問題としてではなく、学区全体の問題として捉えて頂きたい。説明会開催の希望があれば是非お知らせ頂きたい。

<終了>